

相続財産清算人選任申立ての手引

名古屋家庭裁判所

はじめに

この書面は、相続財産清算人選任の申立てを検討している方に、相続財産清算人(以下では単に「清算人」と呼びます。)が、どのような場合に選ばれて、何をするのかなどについて、そのあらましを説明したものです。まず、この書面をよく読んで、清算人が必要かどうかを確認されるようにお願いします。

第1 相続財産清算制度とは

相続人のあることが明らかでないときに、相続財産を法人とし、家庭裁判所が相続財産法人の代表者である清算人を選任した後、清算人が相続人を検索しつつ相続財産を清算し、もし相続人が現れない場合には、清算後、残余財産があればこれを特別縁故者に分与するなどして、最終的には国庫に引き継ぐための制度です(民法951条～959条)。

なお、清算人は、原則として、事件につき利害関係のない愛知県弁護士会等に所属する弁護士を選任しています(申立人の推薦があった場合も同様です。)。

清算人が、上記の職務を行う機関であることから、清算人選任の申立てをされる場合には、以下の点にご注意ください。

1 被相続人に対し債権を持っている場合

(1) 担保権(抵当権等)を有している場合

遺産不動産に抵当権等を有する担保権利者が、債権回収を目的として申し立てる場合は、清算人選任と同時に競売の申立てができるように、申立書提出までに、競売実行のための準備をしておいてください。また、担保権を実行することなく任意売却を希望される場合は、あらかじめ売却先を探しておくことも検討してください。任意売却において、清算人が売却先を捜すこともありますが、売却困難な不動産もあり、必ずしも売却が保障されるものではありません。

※ 一定の期間を経過しても、競売開始がなされない場合や、落札がない場合若しくは任意売却ができない場合には、選任審判が取り消される場合があります。

(2) 一般債権（担保権のない債権）を有している場合

遺産を換価し、そこから債権の回収をはかることになりますが、遺産（特に不動産）の換価について、清算人が必ずしも売却先を見つけることができるとは限りませんので、あらかじめ遺産の売却先を探しておくことも検討してください。

※ 一定の期間を経過しても、遺産（特に不動産）の売却ができない場合には、選任審判が取り消される場合があります。

※ ただし、一般債権の場合、申立人が売却先を紹介し換価がなされたとしても、その売却代金から申立人が優先的に配当を受けるわけではありません。相続財産を超える相続債務がある場合には、他の一般債権を含め、債権額に応じて返済額が按分されることになります。

2 権利行使を目的とした申立ての場合

被相続人に土地を貸していたところ、被相続人が相続人なく死亡した場合にその明け渡しを求めるための申立てが典型例です。

清算人を相手に、賃料不払等を原因として明け渡しを求めることになりますが、このような事例の場合、相続財産は債務が超過している場合が多いため、遺産を全て換価したとしても、その明け渡し費用を回収することは事実上困難な場合がありますので、ご注意ください。

※ 土地の明け渡しが困難な場合等（土地上の建物の売却が困難である場合や建物の収去費用、残置動産の処分費用が捻出できない場合等）には、選任審判が取り消される場合がありますので、申立前に、同費用負担について十分検討した上で申立てをしてください。また、申立書には、上記についての検討結果も記載してください。

3 特別縁故者に対する財産分与を目的とした申立ての場合

(1) 特別縁故者とは、被相続人と生計を同じくしていた者、被相続人の療養看護に努めた者その他特別の縁故があった者（民法958条の2）をいいます。内縁の配偶者、事実上の養子・養親などがこれにあたる場合がありますが、通常の交際の範囲を超えない縁故は、特別縁故者とは言えません。

- (2) また、被相続人の祭祀法事を行った（死後縁故）だけでは特別縁故者とは言えません。
- (3) なお、葬式費用は、当然には立替金債権とはなりません（葬式は、喪主が主宰する儀式であるため。）。
- (4) 特別の縁故を主張される方は、特別の縁故があったことを証する文書等の資料を提出してください。
- (5) 「特別縁故者に対する相続財産分与の申立て」は、相続財産を清算して残余財産がある場合、民法 9 5 2 条 2 項の期間満了後 3 か月以内に家庭裁判所に申立てをすることができます。その際には、申立書のほか、提出していただく書類がありますので、お早めに家庭裁判所の担当係にお問い合わせください。

4 費用対効果を十分にご検討ください。

申立費用及び予納金の項に記載のとおり、清算人選任申立て後、清算人選任の際に、清算費用及び清算人報酬として、**7 0 万円程度**を申立人に予納していただきます（事案により 7 0 万円を超える場合もあります。）。

予納金の額は、**申立て後、選任直前に決定**しますので、申立て検討段階や申立て時にお問い合わせいただいてもお答えできません。

この予納金は、被相続人の相続財産中に、清算人の清算費用等（報酬を含む）を支弁するに足る確実な財産（現金や預貯金）が存在し、相続財産が形成された場合（清算人が預貯金として管理することができた場合）には、後に返還されることとなりますが、相続財産が形成されない場合は、全額または一部が返還されない場合がありますので、申立人は、自己の権利実現の効果と費用とを対比して、申立てをするか否かを慎重に検討してください。

第2 実際の申立てにあたり知っておいていただきたいこと

1 申立てができるのは誰か。

法律上の利害関係人（受遺者（但し、全部包括受遺者は除きます。））、相続債権者、相続債務者、特別縁故者、事務管理者、国地方公共団体、後見人など）、検察官（民法 9 5 2 条 1 項）、国の行政機関の長又は地方公共団体の長（所有者不明土地の利用の円滑化等

に関する特別措置法42条)

2 どの裁判所に申し立てるか。

申立てをすべき裁判所は、被相続人の最後の住所地（相続開始地）の家庭裁判所（家事事件手続法203条1号）

3 提出する書類と申立費用

※ 裁判所に提出する書類には個人番号（マイナンバー）の記載のない書類を提出してください。

(1) 申立書

記載例にならって申立書を作成してください（裁判所ホームページ参照）。

(2) 申立書と一緒に提出する資料（添付資料）等

- ① 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
- ② 被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
- ③ 被相続人の子（及びその代襲者）で死亡している者がある場合、その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
- ④ 被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
- ⑤ 被相続人の兄弟姉妹で死亡している者がある場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
- ⑥ 代襲者としてのおいめいで死亡している者がある場合、その者の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
- ⑦ 相続人が相続放棄をしている場合、当該相続人の戸籍謄本及び申述受理証明書
- ⑧ 被相続人の住民票除票又は戸籍附票
- ⑨ 清算人候補者の住民票又は戸籍附票（弁護士、司法書士の場合は、原則不要）

- ⑩ 相続関係図（作成可能な場合）
- ⑪ 相続財産の目録（負債を含む）
- ⑫ 財産を証する資料（不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）、預貯金及び有価証券の残高が分かる書類（通帳写し（通帳表紙、表紙裏の見開き、死亡日から3か月前以降の入出金の履歴部分（又は取引履歴）、定期預貯金の部分）、残高証明書写し等）、負債に関する資料写し等）

※ 被相続人名義の預貯金について、死亡後に出金している場合には、分かる範囲でその用途を記載した書面とそれを裏付ける資料を提出してください。

- ⑬ 利害関係人からの申立ての場合、利害関係を証する資料（戸籍謄本（全部事項証明書）、後見登記事項証明書、金銭消費貸借契約書等）（申立人が法人の場合、資格証明書）

※ 事案により、上記以外にも書類の提出をお願いすることがあります。

※ 被相続人の生前の生活や交友関係を知るための参考となりそうなものや、被相続人の財産を調査する上で参考となりそうなものがあれば、できるだけそれらの書類（写し）を添付してください。

※ 戸籍謄本等の原本還付を希望する場合には、原本還付申請書、還付を求める戸籍謄本等の原本、同写し、還付用のレターパック等が必要になります。

※ 選任審判後、清算人に対し、申立て関係書類の写し一式を交付していただくようお願いいたします。

※ 裁判所に提出いただいた書類は、お返しすることはできませんので、あらかじめ清算人交付用写しのほか、ご自身用の控えも作成しておかれることをお勧めします。

※法定相続情報一覧図の写しを提出する場合は、被相続人の死亡の記載のある戸籍等を除き、原則として、同一覧図に記載された方の戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍謄本の提出は必要ありません。ただし、裁判官の判断により、追加書類の提出をお願いすることがあります。

《法定相続情報証明制度については法務局ウェブサイトをご覧ください。》

(3) 申立費用

ア 収入印紙 800円

イ 郵便切手 84円切手10枚、10円切手20枚、2円切手20枚

※ 上記郵便切手の額は、名古屋家庭裁判所（本庁・支部）に申立ていただく場合があります。他庁に申立てされる場合は、申立てをする家庭裁判所にお問合せください。

(4) 予納金

相続財産清算費用や清算人報酬等の費用の見込額として **70万円程度**

※ **金額は、裁判所において事案に応じて決定されます（事案により70万円を超える場合もあります。）。**

※ 申立て後に納付していただきますので、申立て時には必要ありません。

※ なお、戸籍謄本等の添付資料の収集や競売、明け渡し、費用対効果の検討等の法律知識が必要な場合もありますので、弁護士、司法書士などの資格のある専門家に相談することも一方法かと思われます。

〈問合せ先〉

※ 申立てをされる家庭裁判所にお問い合わせください。

※ お問い合わせをされる場合は、「相続財産清算人選任の申立て」の件である旨お伝えください。

・名古屋家庭裁判所本庁

〒460-0001 名古屋市中区三の丸1丁目7番1 家事受付センター

電話 052-223-2830

・名古屋家庭裁判所一宮支部

〒491-0842 愛知県一宮市公園通り4-17 家事書記官室

電話 0586-73-3162

・名古屋家庭裁判所半田支部

〒475-0902 愛知県半田市宮路町200-2 家事書記官室

電話 0569-21-0354

・名古屋家庭裁判所岡崎支部

〒444-8550 愛知県岡崎市明大寺町字奈良井3 家事書記官室

電話 0564-51-8950

・名古屋家庭裁判所豊橋支部

〒440-0884 愛知県豊橋市大国町110 家事書記官室

電話 0532-52-3237